

大阪星学園中学高等学校
理事長 馬込 新吉 様
校長 野中 豊彦 様

2023年7月20日
管理職ユニオン・関西
執行委員長 仲村 実

スクール Tomas によるアルバイト講師へのシフトはずし、実質解雇に至る経過

はじめに

突然のことで申し訳ありません。

私たちは、個人でも加入できる労働組合です。1997年5月に結成し、大阪市北区に事務所を置き26年目に入っています。

昨年2022年から株式会社スクール Tomas（東京本部：東京都豊島区目白3-4-14 田中ビル3階、大阪本部：大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル10階）と、労働争議状態となっています。株式会社スクール Tomas は、株式会社リソー教育（東京都豊島区目白3-1-40 目白リソービル）の100%子会社です。両社は、学校教育に関する学習支援等を業とし、主に私学中高一貫校に出向教室を設け、その出向教室内で自習室を併設した個別学習指導（学校内予備校指導）の学習塾を行っています。

スクール Tomas 大阪本部は、清風南海学園、羽衣学園、常翔学園、プール学園、大阪明星学園、六甲学院といった大阪を中心とする関西の私立学校の授業終了後、それぞれの学校の施設を借りる契約をしています。御校におかれましても、スクール Tomas 出向塾としてそれら私立中学高校同様に契約を結ばれて施設を提供なさっておられるものと推察します。

（株）スクール Tomas で当労働組合員である英語担当講師（以下、筆名三浦十右衛門講師という）を一昨年2021年採用試験で適性ありと面談の上判断し、以後昨年2022年夏まで勤務させていました。ところが、昨年不本意な事件が当該の三浦十右衛門講師に発生しました。自習室監督業務中の業務行為が生徒さんに対するパワハラであるとされました。以下、経過とシフトはずし（実質解雇）に至る経過と労働組合としての取り組みを記載します。

争いに至る経緯と労働組合の取り組み

1、2022年7月13日、羽衣学園中学校・高等学校の自習室で三浦十右衛門講師が監督業務中、ふるまいが規則違反（執拗なスマートフォンいじり）の生徒（高校生）に筆記にて注意しました。自習室での注意は、筆談でしかできない決まりでした。その注意文面は「医療現場でスマートフォン依存症は心療内科で投薬処方されるレベルの依存性高い病気だと報告されています。持ち歩くこと自体を保護者と相談した方が良いと思えます。」という内容でした。

この注意文を知った森本恭平主任は、別棟に三浦十右衛門講師を呼び出し、生徒に対する注意文が「これ（生徒への注意文書）、パワハラでしょう。」と、決めつけ発言をしました。さらに「あなたは医者でもない、資格のない者がこのような真似をして保護者が知ったらどうなるのか」と説教交じりの強い叱責をしました。

2、同年7月15日、田中一成課長から三浦十右衛門講師は、羽衣学園のハゴラボレセプションルームに呼び出され、叱責をした主任同様の「これ、パワハラでしょう。」に加え、「あなたは無論医者でも、診断の資格もない」「心療内科などの医師ならば許されても自習室の監督者ができる行為ではない」と、生徒にパワハラ行為をしたと決めつけられ叱責を受け

ました。課長は続けて「8月以降のシフトは一切入れない。たとえ辞職を願いでなくともシフトから職権ではずしていくのでどのみち自然退職になる。絵本の件と今回の件で2度目だぞ」「2度やることは3度やるものだ」と言い、そして「退職しろとは言わないが、あなた自身が依願退職するという形にせよ」と一方的に退職強要行為をしました。

- 3、英語講師である三浦十右衛門講師は、「三浦十右衛門」というペンネームで「それいけ！ネコじい」という絵本の原作者でした。自分がこのような活動を行っていることを報告するため、スクール Tomas 大阪本部へ同絵本の英訳本を送りました。送付にあたり自分の名前を「三浦十右衛門実名 清風南海非常勤講師」と表記したうえで、「プレスリリースに代えて」と記載しました。

この絵本は大阪市天王寺区寺田町にある保護猫とふれあえるジオラマ食堂のオーナーからの依頼により、同オーナーを題材にしたもので、絵本の発売は2022年1月12日を予定していました。当初はNHKをはじめ衛星放送を通じ世界配信された大阪の某食堂の紹介番組で反響をよび、その要請で三浦十右衛門講師への絵本原作の依頼がなされ、その英語版とあわせて採用されることになりました。

2022年1月17日、三浦十右衛門講師は、大阪本部へ、同絵本の英訳本を無償で敬呈せんと私費で送りました。「封書内添え書き」には事前に清風南海出入りの必要のために従業員登録を受けていたことから「三浦十右衛門 清風南海非常勤講師」と記載しました。絵本と添え状は完全密封されているために外からは一切内容は分からない配慮がなされていました。

この絵本のことが半年後の7月15日に突然持ち出され、生徒への文書注意も含めてシフト排除が「この決定がくつがえることは絶対はない」と、課長が威圧的な態度を取りました。いわゆる退職強要という違法行為です。

- 4、その後、三浦十右衛門講師は課長宛てにメールで、退職する意思がないことを伝えました。

2022年7月26日、三浦十右衛門講師からスクール Tomas 教務局課長へのメールで、労働局に相談した内容と相談員の見解等が記載しています。相談員は、貴社ルールにのっとり筆記による注意については「自習室にての平素の業務から課題に注力しない再々の示唆を無視する利用者に対して制止することは場の性質上での順当な反応であります」との見解が述べられています。また「本人の依願による退職希望との表明を強要すること」の違法性、「課長さまの裁量で8月以降の勤務シフトから外すとの言明」が、課長と主任をして三浦十右衛門講師に対するパワハラ行為として大阪労働局より指摘されています。7月13日の主任のパワハラ発言は、「パワハラ防止法が2022年施行直後で厳密な構成要件を満たす必要があることをまったくご存じなかったこと」です。課長は「それを踏襲して退職勧奨を実行された」ことが、三浦十右衛門講師へのパワハラ行為であり、課長の沈黙は悪質性を加算しています。三浦十右衛門講師は、8月から「シフトが消失」され、実質的に解雇された状態となっています。

- 5、労働組合として三浦十右衛門講師への「シフトはずし」の撤回と講師業務の再開、不利益扱いの期間の賃金保障、パワハラ謝罪をスクール Tomas に要求し、団体交渉を2022年9月12日、同月29日の2回行いました。組合の要求は、**大阪労働局の指摘と改正施行直後のパワハラ防止法を準拠**のもとに、①シフトの取り上げ、研修を受けないとシフト復帰させないとするパワハラ行為をやめ、通常業務状態に戻すこと、②シフト日数を5月、6月、7月の平均日数・時間以上で実施すること、③8月1日からのシフト設定を行わなかったことに対する賃金100%補償をすること、④パワハラ行為に対する謝罪と謝罪文書の提出及び、慰謝料を含む和解金を支払うこと、⑤労働施策総合推進法の完全施行（2022年4月）を全社員・講師に周知徹底し、「職場環境配慮義務」を遵守すること。またリソー教育内部監査室のみの現状では不備であるので、スクール Tomas 大阪本部側のパワハラ相談窓口を2022年11月末までに開設する、ことでした。

しかし、リソー教育&スクール Tomas は、団体交渉の場で組合要求は認めないとし検討もしないという態度で終始しました。

6、これを受けて、解雇手続きの妥当性と地位確認、そしてシフトはずしを取消し実損回復の賃金支払いを求めた裁判を、2022年11月16日に大阪地方裁判所に提訴しました。2023年1月17日に第1回口頭弁論3月22日、6月8日の三回終えています。スクール Tomas 側はまともな反論ができていません。次回は7月27日です。

7、労働組合として行動については、事件現場である羽衣学園、清風南海学園の理事長・校長に、事実経過の説明と学園への要請のため面談のお願いをしてきました。訪問も含め3度の要請を行いました。現在のところ両校とも面談は実現していません。

高石市の教育委員会に、労働組合として面談申入れをしました。私立学校における授業終了後、その学校が教室等を貸して塾運営を行う会社に引き続き学習をさせていることについて、教育委員会の考えを教えてくださいました。残念ながら、教育委員会は私学は所管外として拒否しました。

天満労働基準監督署へは、就業規則の開示をしないスクール Tomas 大阪本部が、労働組合との団交の中でやっと提示しました。しかし、組合が労基署に塾現場（清風南海・羽衣学園など）での違法状態、就業規則の勝手な改正をやっているので履歴確認を申し入れました。何度か足を運んだ結果、**2023年4月7日に大阪本部に行政指導がなされました。**

また三浦十右衛門講師は独自に、2022年7月15日のスクール Tomas 田中課長による羽衣学園ハゴラボレセッションルームにて実行された退職強要事件、偽計業務妨害事件、ならびに侮辱行為、名誉毀損行為について3通の告訴状を出しました。それぞれ**大阪地方検察庁特捜部に送達され検事より受理、立件済み**との連絡を受けています。

三浦十右衛門講師は、昨年2022年7月27日以来、大阪労働局に相談していました。担当官より資料、内容書面 査読のうえであまりの違法性の酷さに、(株)スクール Tomas での諸相と実態をブラック企業であるとまで表現が飛び出したのです。

また、社会科学部門修士以上の塾講師、学校教職経験者らの諮問などを行いました。その見解では、この事件は労働問題を越え**中世的な職能身分差別の残念なかたちでの復活**ですらあり、人権侵害性が濃厚にあるとの論も示されたほどです。

以上